

建築物等における建築・消防安心安全計画
(5か年計画)

2022年(令和4年)12月

目 次

はじめに

1	これまでの経過	1
2	これまでの取組と成果	2
3	福山市建築物査察等適正化対策委員会、その他委員会等の取扱いについて	7
4	講じるべき施策の取扱いについて	7
5	今後の取組	8
	(1) 新たな計画策定の目的	8
	(2) 新たな計画の名称	8
	(3) 計画期間	8
6	新たな課題	9
7	継続する取組	10
8	建築物等における建築・消防安心安全計画（5か年計画）の方向性	11
9	計画策定後の進捗管理と見直し	11
	別紙1 「やるべきリスト」実施報告書	

はじめに

2012年（平成24年）5月に発生したホテルプリンス火災では、建築部局が建築基準法令違反を認定してこなかったことや、消防部局が火災予防査察を9年間実施していなかったことなど、この建築物に対する行政の指導や対応が十分でなかったことが判明しました。

このことを重く受け止め、同様な火災が二度と起きないように、「講じるべき施策」として掲げた9項目について、建築部局及び消防部局が組織一丸となって着実に取り組んでおり、今後もこの取組を継続し、また、社会情勢の変化等による新たな課題に対しても適応した施策を講じる必要があります。

この計画は、ホテル火災以降の取組の成果と課題を取りまとめるとともに、今後の施策について定めるものです。引き続き、建築部局と消防部局が緊密に連携し、建築物等における安心安全の確保を図り、法的枠組みで規定されている行政のやるべきことを確実に実施するものです。

令和4年12月

1 これまでの経過

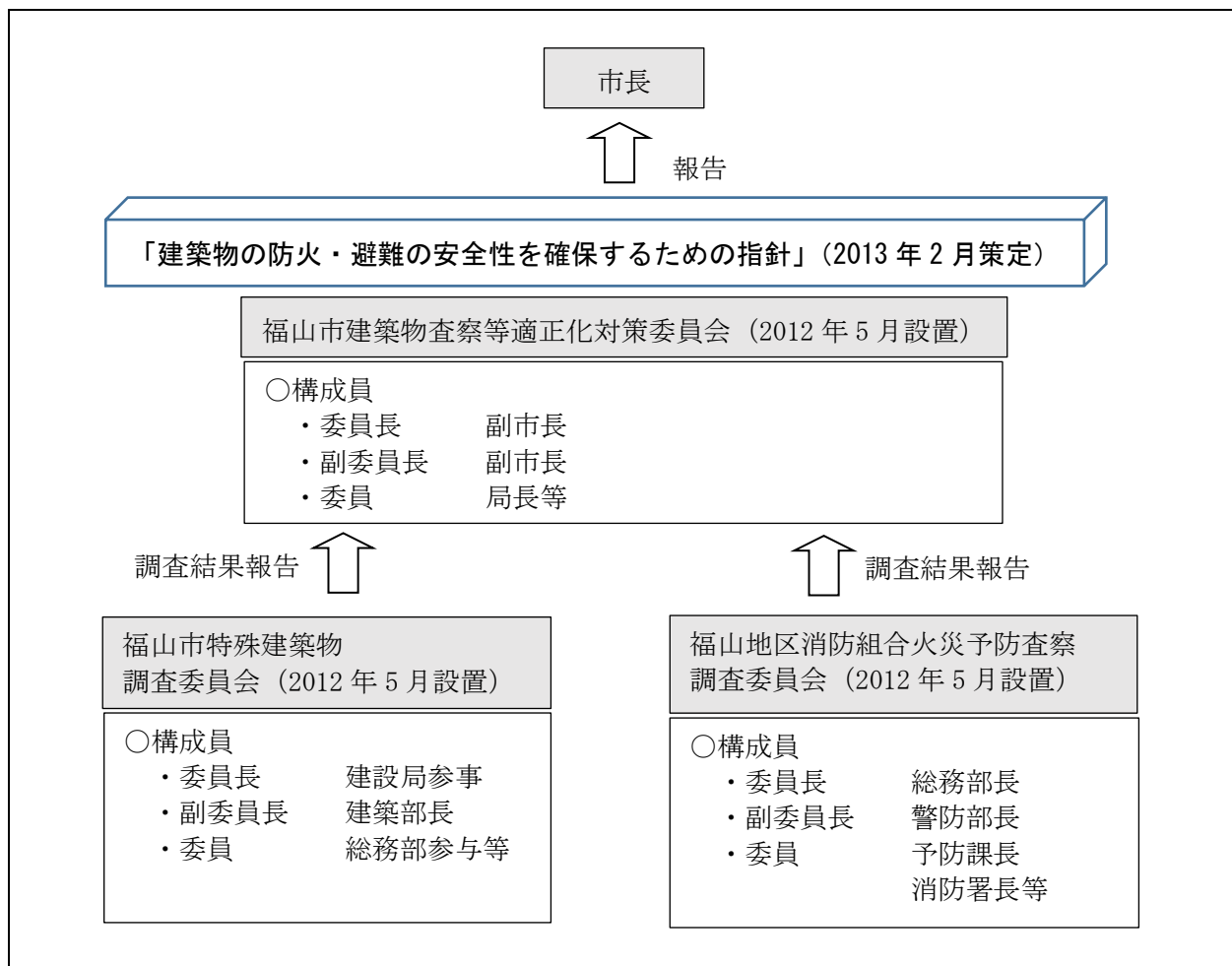
2012年（平成24年）5月13日に発生した宿泊客ら10人が死傷したホテル火災では、福山市が防災査察において、大規模な模様替えを確認しながら、既存不適格建築物として指導を行ってきたことや、福山地区消防組合が火災予防査察を9年間実施していなかったことなど、この建築物に対する行政の指導や対応が十分でなかったことが判明しました。

このことを重く受け止めて、二度とこのようなことが起きることがないように、全庁体制で取り組む組織として「福山市建築物査察等適正化対策委員会」を立ち上げ、これまで行ってきた定期報告や火災予防査察等の事務処理について検証し、その適正化のための方向性や指針を策定するなど必要な措置を検討しました。

また、「福山市建築物査察等適正化対策委員会」に、建築部門の調査を行う「福山市特殊建築物調査委員会」及び消防部門の調査を行う「福山地区消防組合火災予防査察調査委員会」を設置し、抽出された課題を踏まえ、学識経験者等専門家の意見や助言も得る中で、これまでの検証結果や課題抽出とともに、講じるべき具体的な施策について取りまとめ「建築物の防火・避難の安全性を確保するための指針（2013年（平成25年）2月）」（以下「指針」という。）が策定されました。

当該指針は、行政のあり方として、現行の法的枠組みで規定されている行政の役割を厳格に果たすことを基本としており、策定後、建築部局及び消防部局は、指針に基づく講じるべき施策をこれまで确实かつ着実に実施してきました。

●福山市建築物査察等適正化対策委員会体系図



●その他委員会等

指針に基づく「講じるべき施策」を確実にかつ着実にを行うため、連絡会、委員会等を設置した。

◇2013年（平成25年）3月設置 広島県既存建築物防災安全対策連絡会議
◇2013年（平成25年）5月設置 福山市特殊建築物等安心安全連絡会（建設局、保健福祉局、福山地区消防組合） 福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議
◇2013年（平成25年）12月設置 広島県建築安全安心マネジメント推進協議会
◇2013年（平成25年）12月設置 福山市違反建築物等処分検討委員会
◇2017年（平成29年）12月設置 福山地区消防組合違反処理検討委員会

2 これまでの取組と成果

「講じるべき施策」の取組と成果を次の表に示します。

	講じるべき施策	これまでの取組と成果
1	定期報告制度の徹底	<p>【定期報告制度の周知の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福山市特殊建築物等に係る定期報告の公表に関する要綱（2013年（平成25年）6月28日施行）」を策定し、市ホームページに定期報告の報告状況や業務届出者名簿を掲載している。 ・民間各種団体と連携し、アンケート調査の実施、意見交換や講習会を定期的に行った。 ・定期報告対象建築物の所有者（管理者）に向け定期的に講習会を行っている。 <p>【建築物の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）への継続的な指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告が未報告の所有者等に督促を送付し、督促後も未報告の場合は防災査察を実施している。 <p>【建築物に関する情報管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GISにより、建築確認・定期報告・防災査察等のデータの一元化を図っている。 <p>【定期報告対応マニュアルの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福山市定期報告事務処理要領（2013年（平成25年）4月1日施行）」を策定し、運用している。

2	<p>定期報告制度を補完する防災査察の充実・強化</p>	<p>【計画的な防災査察の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福山市防災査察事務処理要領（2013年(平成25年)4月1日施行)」を策定し、定期報告の未提出の状況や過去の防災査察における違反事項を勘案して、計画的に防災査察を実施している。 <p>【防災査察の充実・強化と建築物の所有者等への指導の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告期限を経過しても未提出な所有者等へ督促通知を送付し、未報告施設への防災査察を実施している。 <p>【建築物に関する情報管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GISにより、建築確認・定期報告・防災査察等のデータの一元化を図っている。 <p>【防災査察対応マニュアルの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福山市防災査察事務処理要領（2013年(平成25年)4月1日施行)」を策定した。 <p>【防災査察等の実施体制の強化と人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築指導課に「指導・査察担当」を設置し、建築関係職員を対象に定期報告や防災査察等に関する組織内研修や派遣研修を実施した。 <p>【定期報告率の上昇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組により所有者等の意識の醸成が図られ、定期報告の報告率は上昇している。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>取組前</td> <td>ホテル等</td> <td>約 33%</td> <td>→</td> <td>建築物全体</td> <td>約 88%</td> </tr> <tr> <td>取組後</td> <td>ホテル等</td> <td><u>約 80%</u></td> <td>→</td> <td>建築物全体</td> <td><u>約 90%</u></td> </tr> </table>	取組前	ホテル等	約 33%	→	建築物全体	約 88%	取組後	ホテル等	<u>約 80%</u>	→	建築物全体	<u>約 90%</u>
取組前	ホテル等	約 33%	→	建築物全体	約 88%									
取組後	ホテル等	<u>約 80%</u>	→	建築物全体	<u>約 90%</u>									
3	<p>違反建築物に対する是正指導の徹底</p>	<p>【違反事象の早期発見と状況確認の重点化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築後の年数が経過している特殊建築物については、定期報告や防災査察を通じて建築物の所有者等に対して、増改築の履歴の有無や時期についての図面等の提出を求め、違反事項の状況確認を重点的に実施している。 <p>・「福山市違反建築物是正事務処理要領」を策定し、防災査察後の改善指導に応じない場合やパトロール、その他通報の場合は、立入検査を実施している。</p> <p>【違反事項に応じた段階的かつ継続的な違反是正指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・是正が講じられないことの危険性の認識を促し、優先順位をつけた 												

		<p>段階的な違反是正指導を行うなど、違反実態に応じた指導を行い、是正のために必要な措置をできるだけ具体的に分かりやすい表現で伝え、粘り強く指導を行っている。</p> <p>【関係部局と連携した違反是正指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福山市特殊建築物等安心安全連絡会議」を設置し、防災査察の合同実施、改善指導及び違反是正指導において、関係行政部局相互の連絡調整及び情報共有を図り、密接に連携している。 <p>【建築物の所有者等への危険性の周知徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山市防災査察事務処理要領により、所有者等に対し、増改築等を実施する場合は、建築基準法に適合する必要性を、防災査察等の機会を通じて、周知・徹底を行い、違反建築物の防止を図っている。 <p>【違反是正指導マニュアルの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福山市違反建築物是正事務処理要領」を策定した。 <p>【違反建築物に関与した設計者、工事監理者及び工事施工者等に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山市違反建築物是正事務処理要領により、違反建築物に関与した設計者・工事監理者・工事施工者等を、監督関係官庁へ通報する。 <p>【違反処理の検討体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福山市違反建築物等処分検討委員会」を設置(2013年12月)し、建築基準法令に違反する建築物について、妥当性、公平性の観点から、処分方針など必要な事項について検討する。 <p>【関係課との連携、統一的な指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災査察等による不適合事項や是正方針の共有、新規事業の事前情報の共有など、関係課と連携を図ることにより、違反建築物を未然に防ぐなど取組の成果はでている。 ・防災査察や違反指導マニュアルの作成、台帳によるデータ整理を行ったことにより担当者による統一的な指導等ができています。
4	既存不適格建築物の現状把握の徹底	<p>【既存不適格事項の確認の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告や防災査察等を通じた増改築工事経過の確認等による現状把握、電子データによる台帳の整備を行い、既存不適格事項が継続しているかの徹底を図っている。

		<p>【既存不適格建築物の所有者等への指導の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格が継続している場合であっても、改築等を実施する場合は、現行の建築基準法に適合する必要があることを、防災査察等を通じて、周知・徹底を行い、防火・避難に係る現行基準に適合しない状態が存在することを、所有者等に対しその危険性の認識を促し、改善に向けた指導を徹底している。
5	火災予防査察を通じた指導の徹底	<p>【建築物の所有者等に対する防火管理の周知の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山ホテル旅館組合との連携 ① ホテル・旅館に係る防火管理の徹底 ② 消防法及び建築基準法の法令遵守 ③ 表示制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広島県建築士会福山支部との連携 福山市（建築指導課）と合同で講習会に出席し、消防法令及び建築基準法令の法令遵守の徹底について説明 ・広島県宅地建物取引業協会福山支部との連携 福山市（建築指導課）と合同で講習会に出席し、建物を増改築する際は、事前に消防に相談し、消防法令違反の未然防止に努めるよう説明 <p>【防火対象物の不備事項に対する実効性のある継続した指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防業務研修計画を策定し、違反処理に特化した実践的な研修を定期的に実施することにより、予防行政における組織力のベースアップと個々の予防技術及び知識の向上を図る。 ・実効性のある改善方法の提示による是正促進 ・消防用設備等点検結果未報告（共同住宅）の建物所有者等へ郵送による是正指導を行い、報告率の向上を図っている。 <p>【防火対象物の設備、管理等の状況の公表】 （市民への周知及び情報提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火・避難基準適合防火対象物公表制度の創設（2014年度～）
6	立入検査の充実	<p>【チェック体制の強化による査察計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての防火対象物を対象に火災の危険実態に応じて査察執行基準を設け、査察計画を策定して消防局と各署所相互で確認を行い、長期間未査察の防火対象物がないようチェック体制を整備した。 <p>【立入検査の実施体制の強化と人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の実施体制の更なる強化を図るための人材育成として、従

		<p>来からの研修に加え、2016年度から毎年度、各消防署の警防係員（水上署を除く。）から予防専従未経験者を予防推進者として選任し、消防局での研修後に各消防署でのフィードバック研修などを行っている。</p>
7	違反防火対象物等に対する是正指導の徹底	<p>【立入検査の強化による違反防火対象物の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 査察執行基準に基づき着実・確実に立入検査を実施 <p>【継続的かつ段階的な違反是正指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての防火対象物へ定期的に査察を行い、長期間査察未実施の防火対象物が生じないように努めており、違反対象物の建物所有者等に対しては、まずは是正指導を行い、是正されない場合は、規程・要綱に基づき時機を失することなく違反処理を確実に行う。 <p>【関係部局と連携した違反是正指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福山市特殊建築物等安心安全連絡会議 建築部局、消防部局、保健福祉部局で構成する連絡会議を設置し、連絡調整及び情報共有を図るとともに、密接な連携のもとに協力して火災予防査察を実施 <p>【現行の是正指導マニュアルの明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物施設への違反是正マニュアルを作成 (無許可貯蔵、使用停止など) <p>【違反防火対象物等の所有者等への法的な取扱いや危険性の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発用リーフレットを作成し周知した。
8	関係機関との連携強化	<p>【関係機関で構成する協議会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防部局と建築部局の合同査察、改善指導及び違反是正指導については、関係行政部局相互の連絡調整及び情報共有を図るとともに、密接に連携する必要があることから、福山市建築部局、保健福祉部局、消防部局等で構成する福山市特殊建築物等安心安全連絡会議を設置し、連絡調整及び情報共有を図るとともに、密接な連携のもとに協力して、火災予防査察や違反是正指導を行っている。 <p>【民間各種団体等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県建築士会福山支部、広島県宅地建物取引業協会福山支部、福山労働基準監督署及び管内の食品衛生協会との連携

9	防火・避難基準適合防火対象物公表制度	<p>【消防部局と建築部局の連携した公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防局と建築指導課が合同で立入検査を実施し、建物利用者が安全に施設を利用できる法律に適合した建築物を公表している。 <p>【公表の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の人々が利用する建築物等の安全情報を公表することで、建物利用者自らが安全情報を確認し、安全性の判断を可能とするとともに、建築物の所有者等に対する防火防災意識の向上を目的としている。 <p>【公表の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄消防署が1年に1回、立入検査を実施し、法令の適合状況（消防法令及び建築基準法令3項目（建築構造・堅穴区画・階段）を確認 <p>【公表の対象となる防火対象物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物定期点検報告制度に該当するもの ・上記以外のホテル・旅館 <p>【公表の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年に1回以上立入検査を行い、情報を更新し、最新の安全情報を公表している。
---	--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 福山市建築物査察等適正化対策委員会、その他委員会等の取扱いについて

福山市建築物査察等適正化対策委員会の目的は「防災査察や火災予防査察等の事務処理を検証するとともに、その適正化の方向性や指針を作成するなど、必要な措置を検討する。」となっており、その他委員会等についてもそれを補完するものであり、指針の完成及び指針に基づく「講じるべき施策」が確実かつ着実に取り組まれていることから、これら委員会等については、一定の役割は終えていることとし、今後、定期的な開催は行わないこととします。

なお、福山市特殊建築物等安心安全連絡会議における福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議については、関係部局の情報共有のため定期的に開催するものです。

4 「講じるべき施策」の取扱いについて

福山市建築物査察等適正化対策委員会で策定した指針に基づく「講じるべき施策」については、建築部局と消防部局において着実かつ確実に取り組んできました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ「講じるべき施策」を見直し、今後5年間（2023年度～2027年度）の新たな計画に基づく施策を定め、建築部局と消防部局が引き続き連携し、確実に実施することとしています。

5 今後の取組

(1) 新たな計画の策定

ホテル火災から10年を契機に、建築部局と消防部局では、これまでも行ってきた情報共有など相互連携のさらなる強化を図るため、福山市建設局建築部建築指導課を事務局とした「福山市建築・消防安心安全連絡協議会」を設置した。

連絡協議会では、指針に掲げた講じるべき施策に対するこれまでの取組みの成果や課題の取りまとめ、見直し等を行い、新たに「建築物等における建築・消防安心安全計画（5か年計画）」を策定することとした。

この計画は、建築物等における利用者等の安心と安全の確保を図るとともに、住民が安心して安全に暮らせるまちづくりに寄与する取組を推進することを目的とする。

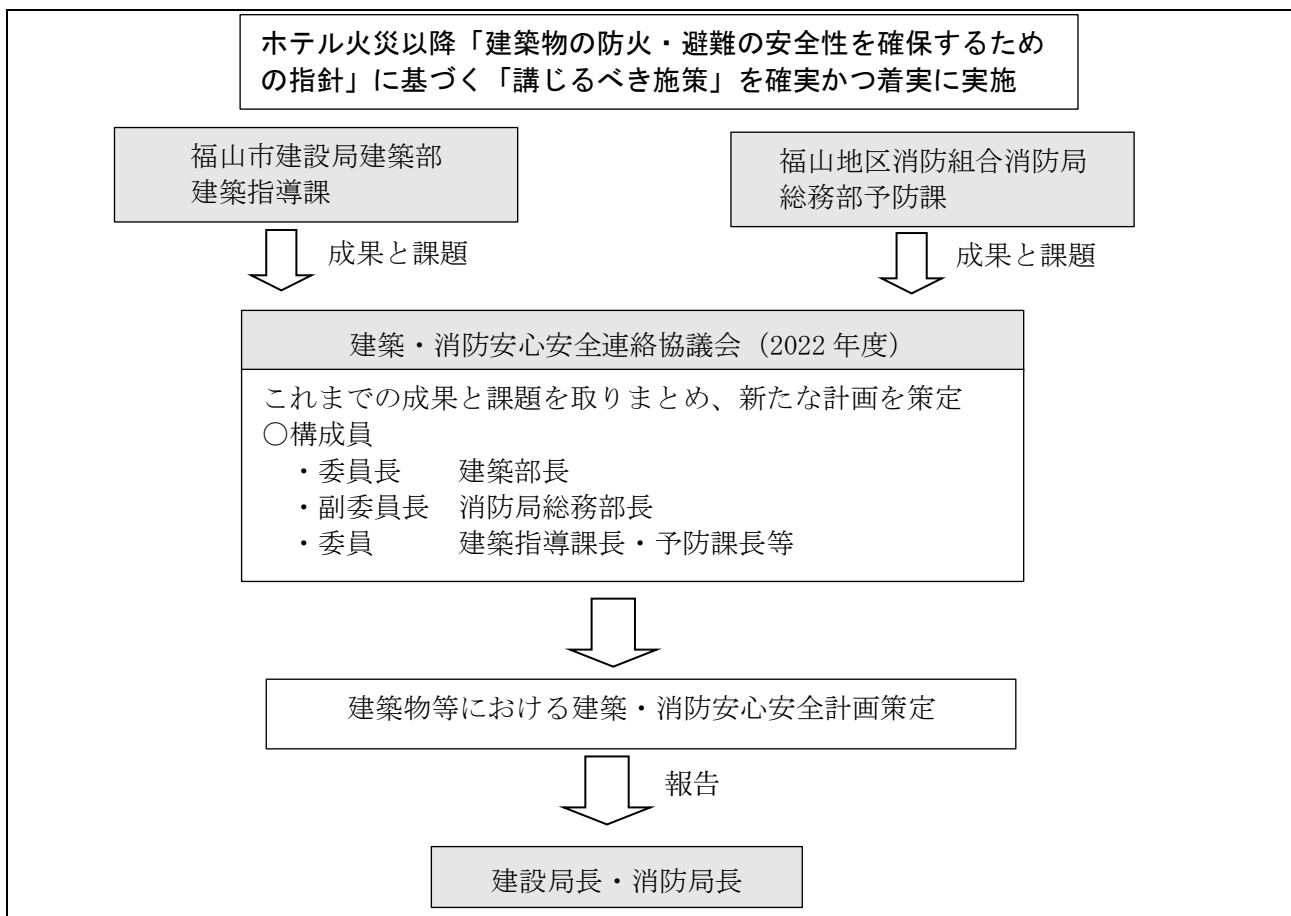
(2) 新たな計画の名称

建築物等における建築・消防安心安全計画（5か年計画）

(3) 計画期間

2023年度（令和5年度）～ 2027年度（令和9年度）

●福山市建築・消防安心安全連絡協議会（2022年（令和4年）5月13日設置）



6 新たな課題

(1) 建築部局

定期報告については、未報告の建築物は、防災査察等での現地確認が行えない状況が発生すると、その建築物の安全性等についての状況を長期間確認・把握することができない場合がある。

また、定期報告の督促や違反指導に反応の無い建物所有者等への対応に課題が生じている。

	新たな課題	課題に対応する取組み
1	違反指導や定期報告の督促、防災査察による指導後にも改善が見られない所有者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県建築安全安心マネジメント推進協議会において県内各市町の状況の把握と連携強化に努める。 ・周知、啓発の強化 ・指導レベルの引き上げ（勧告等）の検討 ・専門（クレーマー対応等）講師による職員研修の実施
2	定期報告が未報告の建物の状況把握の方法、電子申請による定期報告の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の定期報告で確認された不備事項や防災査察等により把握している不備事項の現状確認を、聞き取り調査などでフォローを行う。 ・報告者の利便性を考慮して、定期報告の報告率上昇を図るため、電子申請による定期報告を検討する。

(2) 消防部局

防火・避難基準適合防火対象物公表制度の認知度の向上を図る取組、共同住宅への査察の実施、査察台帳未作成の防火対象物の把握及び指導、予防行政の組織力向上など課題がある。

引き続き、管内の建築物等（防火対象物）に係る消防法令違反を未然に防止するため、法令遵守するように建物所有者等に周知するとともに、あらゆる関係機関と連携を図り、利用者等の安心・安全の確保により一層努める必要がある。

	新たな課題	課題に対応する取組み
1	防火・避難基準適合防火対象物公表制度の認知度UP	<ul style="list-style-type: none"> ・防火・避難基準適合防火対象物に付加価値を設定する。 ・SNSやホームページ等をさらに活用し、認知度を高める。 ・不必要な項目を削除し、公表レイアウトを簡素化することで、より見やすい画面にする。
2	防火対象物の査察の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅等に対する特別査察 消防用設備等点検結果報告書未提出の所有者等に対して3か年計画（2021年度～2023年度）で郵送による指導を行い、点検結果報告書が提出されない防火対象物に対して特別査察を行う。
3	未届で査察台帳未作成の防火対象物に対する把握・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、情報を共有する。 ・定期調査等による積極的な情報収集 ・建物所有者等へ防火対象物使用開始届出書制度の周知・徹底を図る。
4	立入検査の実施体制の更なる強化を図るための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・予防業務研修については、2014年度（平成26年度）から実施しており、予防係員における予防専門知識の向上と警防係員における査察力の向上を目的に実施してきましたが、一定の成果と課題があることから随時見直しを行う。

7 継続する取組

(1) 建築部局

これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。

	継続する項目	内 容
1	定期報告制度の徹底	① 所有者等への報告対象年度の通知 ② 未報告者への継続的な督促 ③ ホームページによる報告状況の掲載
2	定期報告制度を補完する防災査察の充実・強化	① チェック体制の強化による査察計画の作成 ② 立入検査の実施体制の強化と人材育成 ③ 定期報告未報告施設へ積極的な防災査察の実施
3	違反建築物に対する是正指導の徹底	① 違反事象の早期発見（査察等の充実・強化） ② パトロール強化（査察後改善がみられない場合、立入検査を実施） ③ 継続的かつ段階的な違反是正指導の実施 ④ 関係部局で連携した違反是正指導の実施
4	既存不適格建築物の現状把握の徹底	① 防災査察を通じて工事経過の確認等による現状把握と台帳整備 ② 既存不適格建築物の所有者等への周知・指導
5	関係機関との連携強化	① 関係機関で構成する協議会の設置 ② 民間各種団体等との連携

(2) 消防部局

これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。

	継続する項目	内 容
1	火災予防査察を通じた指導の徹底	① 建築物の所有者等へ防火管理の周知の充実 ② 防火対象物の不備事項に対する実効性のある継続した指導 ③ 実効性のある改善方法の提示による是正促進 ④ 利用者自らが建築物の安全情報を確認するため、必要に応じて違反防火対象物等の公表（情報提供）を的確に行う。
2	立入検査の充実	① チェック体制の強化による査察計画の作成 ② 立入検査の実施体制の強化と人材育成
3	違反防火対象物に対する是正指導の徹底	① 立入検査の強化による違反對象物の把握 ② 継続的かつ段階的な違反是正指導の実施 ③ 関係部局で連携した違反是正指導の実施 ④ 違反是正の運用基準 運用マニュアル（Q&A）の作成 危険物施設等における違反是正のマニュアル作成 ⑤ 違反防火対象物等の所有者等への法定な取扱や危険性の周知等
4	関係機関との連携強化	① 関係機関で構成する協議会の設置 ② 民間各種団体等との連携

5	防火・避難基準適合防火対象物公表制度	① 消防部局と建築部局の連携した公表
		② 掲載方法の充実（ホームページ・SNS等）
		③ 防火・避難基準適合防火対象物数の増加

8 建築物等における建築・消防安心安全計画（5か年計画）の方向性

当該計画は、これまでの取組の成果と課題を取りまとめ、指針に基づく「講じるべき施策」を継承するとともに、社会情勢や住民ニーズに応じた新たな施策を追加し、今後5年間の取り組むべき施策（以下「やるべきリスト」という。）を定め、建築物、利用者等の安心と安全を確保するため、建築部局、消防部局及び関係機関が密接に連携し、確実かつ着実に施策を行うものです。

なお、当該計画は、引き続き、現行の法的枠組みで規定されている行政の役割を厳格に果たすことを基本とします。

9 計画策定後の進捗管理と見直し

- (1) 当該計画の進捗管理については、年度ごとに「やるべきリスト」実施報告書（別紙1参照）により報告（5月末）することとし、取りまとめについては、事務局（建築指導課）が行い、福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議において情報共有を図ります。
- (2) 当該計画の最終年度（2027年度）については、計画期間の取組と成果等を取りまとめ、見直し及び検証を行うこととし、必要に応じて福山市建築・消防安心安全連絡協議会を開催し、今後の計画策定を行います。

●計画策定後の進捗管理（5か年）

	内容	取りまとめ課
2023年度	福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議で報告	建築指導課
2024年度	実施報告書作成（建築指導課・予防課） 福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議で報告	建築指導課
2025年度	実施報告書作成（建築指導課・予防課） 福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議で報告	建築指導課
2026年度	実施報告書作成（建築指導課・予防課） 福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議で報告	建築指導課
2027年度	実施報告書作成（建築指導課・予防課） 福山市特殊建築物安心安全実務担当者連絡会議で報告 次計画を作成（必要に応じて福山市建築・消防安心安全連絡協議会を開催）	建築指導課

「やるべきリスト」

【建築部局】

		今後の取組み（2023年度～）	5年後（2027年度）のビジョン
1	定期報告制度の徹底	違反指導や定期報告の督促、防災査察による指導後にも改善が見られない所有者等への対応（新規）	・周知・啓発の強化を行い、未報告の所有者等への意識付けを図り、ホテル等の報告率の5%上昇を目指す。
		（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
2	定期報告制度を補完する防災査察の充実・強化	定期報告未報告の建物の状況把握の方法、電子申請による定期報告の検討（新規）	・防災査察での指摘事項のフォローアップを定期的に行い、未報告の建築物の現状把握に努める。 ・定期報告を電子申請とし、窓口業務の簡素化を図り、報告者が利用しやすいシステムを構築し、報告率の上昇につなげる。
		（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
3	違反建築物に対する是正指導の徹底	（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
4	既存不適格建築物の現状把握の徹底	（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
5	関係機関と連携強化	（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。

【消防部局】

		今後の取組み（2023年度～）	5年後（2027年度）のビジョン
1	火災予防査察を通じた指導の徹底	未届で査察台帳未作成の防火対象物に対する把握・指導（新規）	・未把握の防火対象物を撲滅するため、新たに連携・協力できる関係機関を構築し、更なる未把握防火対象物の実態把握に努める。
		防火・避難基準適合防火対象物公表制度の認知度UP及び公表レイアウトの見直し（新規）	・SNS、ホームページ等を活用し、認知度の向上を図る。 ・ unnecessary項目を削除し、公表レイアウトを簡素化することで、より見やすいデザインとする。
		（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
2	立入検査の充実	立入検査の実施体制の強化（防火対象物の査察の拡充及び査察計画の見直し）	・共同住宅における特別査察の実施（2024年度スタート） 消防用設備等点検結果報告書未提出の所有者等に対して3か年計画（2021年度～2023年度）で郵送による指導を行い、点検結果報告書が提出されない防火対象物に対して特別査察を行う。
		人材育成（随時見直し）	・定期査察の見直し 査察種別第5種（非特定防火対象物）の査察計画の見直しを図る。 査察種別第7種（危険物施設）の査察計画の見直しを図る。
		（継続）	・予防業務研修の見直しを図る。 ・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
3	違反対象物に対する是正指導の徹底	（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
4	関係機関と連携強化	（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。
5	防火・避難基準適合防火対象物公表制度	（継続）	・これまでの取組を継続し、確実に実施することで建築物における安心安全が確保される。

「やるべきリスト」実施報告書

【建築部局】

	項 目	実施内容
1	定期報告制度の徹底	
2	定期報告制度を補完する防災査察の充実・強化	
3	違反建築物に対する是正指導の徹底	
4	既存不適格建築物の現状把握の徹底	
5	関係機関と連携強化	

【消防部局】

	項 目	実施内容
1	火災予防査察を通じた指導の徹底	
2	立入検査の充実	
3	違反对象物に対する是正指導の徹底	
4	関係機関と連携強化	
5	防火・避難基準適合防火対象物公表制度	

※前年度の実施内容について、当該年度5月末までに事務局（建築指導課）まで提出すること。